

北九州港港湾計画書（案）

— 改訂 —

令和5年10月

北九州港港湾管理者
北九州市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成23年9月北九州市地方港湾審議会
- ・平成23年12月交通政策審議会第47回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成24年8月北九州市地方港湾審議会
- ・平成25年4月北九州市地方港湾審議会
- ・平成25年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成27年1月北九州市地方港湾審議会
- ・平成27年5月北九州市地方港湾審議会
- ・平成27年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成27年12月交通政策審議会第61回港湾分科会
- ・平成28年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成30年11月北九州市地方港湾審議会
- ・令和元年11月北九州市地方港湾審議会
- ・令和2年1月北九州市地方港湾審議会
- ・令和2年2月交通政策審議会第78回港湾分科会
- ・令和2年11月北九州市地方港湾審議会
- ・令和3年11月北九州市地方港湾審議会
- ・令和4年11月北九州市地方港湾審議会

の議を経た北九州港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	北九州港への要請	1
2	計画の方針	4
II	港湾の能力	8
III	港湾施設の規模及び配置	9
1	公共埠頭計画	9
2	フェリー埠頭計画	16
3	旅客船埠頭計画	17
4	専用埠頭計画	18
5	水域施設計画	22
6	外郭施設計画	27
7	小型船だまり計画	28
8	臨港交通施設計画	30
IV	港湾の環境の整備及び保全	32
1	廃棄物処理計画	32
2	港湾環境整備施設計画	33
V	土地造成及び土地利用計画	35
1	土地造成計画	35

2 土地利用計画	36
VI 港湾の効率的な運営に関する事項 37	
1 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）	37
2 臨海部物流拠点の形成を図る区域	38
3 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を 形成する区域	39
VII その他重要事項 40	
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設	40
2 大規模地震対策施設	42
3 港湾の再開発	43
4 港湾施設の利用	44

I 港湾計画の方針

1 北九州港への要請

北九州港は、九州と本州の結節点に位置しており、古くから交通の要衝として栄え、昭和 26 年に下関港と併せて関門港として特定重要港湾に指定された。平成 23 年には国際拠点港湾の指定を受け、海外との貿易や国内物流の拠点として、北九州市内だけではなく、西日本地域の産業・経済を支える役割を担っている。

2019 年（令和元年）における港湾取扱貨物量は、外貿 3,065 万トン、内貿 6,795 万トン（内フェリー 4,489 万トン）、合計 9,860 万トンとなっている。

一方で、港湾を取り巻く情勢は、大きく変化している。

近年では、中国を含む東アジア諸国が世界経済を牽引している一方で、中国の人工費の高騰、ASEAN とインドの技術力向上等により、労働集約的な産業は、豊富で安価な労働力の確保が可能な東南アジアや南アジア等への生産機能の移転が進展することが見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、世界規模でのサプライチェーンの寸断が発生したため、海外の調達先の分散、多角化や、生産拠点、調達先の国内回帰等によるサプライチェーンの見直しが進行している。国内に目を向けると、労働力不足の進行や 2024 年のトラックドライバーの労働規制の適用により、トラック輸送から海上輸送、鉄道輸送、航空輸送へモーダルシフトが進行することが想定される。西日本最大級のフェリー拠点である北九州港においても輸送量の増加が見込まれている。

このような動向に対応するため、多様な輸送モードを有する北九州港の特長を活かし、アジア方面へのダイレクト輸送サービスと基幹航路向けの国際フィーダーサービスを拡充させ、陸・海・空の多様な輸送手段を使ってあらゆる用途にフレキシブルに対応できる物流サービスを提

供することが求められている。

北九州港は、背後に立地する鉄鋼業や化学工業等の素材産業が取り扱う原材料や製品を輸送する在来埠頭を有しているが、船舶の大型化や岸壁の不足により、喫水調整による入港や、沖待ち等の非効率な荷役が行われている。今後も新たな企業の進出によりバルク貨物の取扱量は増加すると予想しており、在来埠頭の機能拡充が求められている。

2050年カーボンニュートラルの実現やDXの進展を見据え、本市では、風力発電産業や次世代自動車産業、半導体関連産業等の先端成長産業の集積や、物流インフラをより一層活用した物流関連施設の集積を図ることとしているが、企業進出に対応できる産業用地が不足しており、新たな土地需要へ対応することが求められている。

地球温暖化対策は国際的に喫緊の課題であり、本市も2020年にゼロカーボンシティを表明している。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携を通じて、カーボンニュートラルポート(CNP)を形成することが求められている。

また、資源・エネルギーや食糧需要の拡大、廃棄物の発生量の増加が深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を目指すことが世界の潮流となっている。循環型社会を実現するために、本港に集積しているリサイクル企業の活動を支援するとともに、今後も企業活動や市民生活を維持していくために、浚渫土砂や廃棄物を受け入れる海面処分場の安定的な確保が求められている。

北九州港は、関門海峡をはじめ、歴史的価値のある建造物、産業、自然景観等の様々な観光資源や、多くの水際線を有しており、これら各地に点在する観光資源を機能的に連携させ、観光客誘致や賑わいづくりに歴史的・景観的価値を活かしていくことが求められている。門司港レトロ地区や砂津地区では、交通の利便性の良さや近傍にある観光資源を活かし、更なる賑わいのあるまちづくりのために、地区内にある低未利用

地の活用や、クルーズ船の受け入れ環境の整備等により賑わいのあるまちづくりを行うことが求められている。

災害時においても市民の生活や企業の生産活動を守るため、地震時において背後圏に緊急物資を輸送することやコンテナ、フェリー、ROROといった幹線貨物輸送を維持することが必要であり、耐震強化岸壁の整備が求められている。また、近年の台風の大型化・頻発化や、気候変動の影響による平均海面水位の上昇等が顕在化してきており、激甚化する災害への対応が求められている。

北九州港では、1960 年代～1980 年代に多くの港湾施設が整備されたため、港湾施設の老朽化が進行している。限られた財源の中、将来にわたって必要な港湾施設の機能を維持するため、港湾施設の戦略的なアセットマネジメントの構築に取り組むことが求められている。

小型船の不許可係留は、他の船舶の航行への支障、自然災害における二次被害、景観の阻害等の様々な問題が発生する原因になるため、北九州港内に不許可係留している小型船を適正に収容するため、小型船係留施設の整備や不許可係留への対応が求められている。

2 計画の方針

物流産業を軸とし、カーボンニュートラルや循環型社会を実現する『グリーン』な港、デジタル技術を活用した円滑な物流、高度な生産性と良好な労働環境、魅力ある観光等を実現する『スマート』な港を実現し、港から SDGs（持続可能な開発目標）を牽引していくため、2030 年代後半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

（1）【物流・産業】物流を強靭化し、産業をリードするみなど

- ①企業のサプライチェーンマネジメント等に資する多方面・多頻度のコンテナ物流サービスを提供するため、アジア航路・国際フィーダー航路の拡充を図る。
- ②コンテナ船の大型化への対応、コンテナ物流の生産性の向上、港湾労働の将来の担い手の確保を促進する良好な労働環境の確保等を図るため、デジタル技術を活用した高規格なコンテナターミナルの形成を図る。
- ③サプライチェーンの効率化等、多様化・高度化する物流ニーズに対応するため、港湾背後地等において付加価値を生む高規格な物流施設の拡充を図る。
- ④フェリー・RORO 船によるシームレス輸送の効率性向上や、トラックドライバーの不足及び労働時間規制による輸送ニーズに対応するため、次世代高規格フェリー・RORO ターミナルの形成を図る。
- ⑤北部九州に集積する自動車産業や海外向け中古車等の輸出の効率性向上のため、内外航の一貫輸送が可能な国際自動車輸送拠点の形成を図る。
- ⑥貨物輸送サービスへの多様なニーズに対応するため、シー&エア、シー&レールの促進を図る。
- ⑦外航バルク船の大型化や新規バルク貨物の需要に対応するため、国際バルク貨物ターミナルの拡充を図る。

- ⑧臨海部における円滑な物流や企業の立地、福岡県内・東九州・本州方面への背後圏の拡大等に対応するため、臨港道路等のアクセス道路の拡充を図る。
- ⑨雇用の拡大等による地域経済の活性化を図るため、産業用地の確保と企業の立地促進を図る。

(2) 【環境・エネルギー】環境と経済の好循環をもたらすみなど

- ①再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である洋上風力発電の導入を促進するため、北九州港周辺において洋上ウインドファーム事業を促進する。また、洋上風力発電の導入促進や、雇用の創出等につながる産業の活性化を図るため、4つの拠点機能（I 物流拠点、II 製造産業拠点、III 積出・建設拠点、IV O&M 拠点）からなる風力発電関連産業の総合拠点の形成を進める。
- ②海上輸送におけるカーボンフリーな代替燃料への転換に対応することにより、脱炭素化とこれらの燃料船の寄港増加による港湾の競争力強化を実現するため、九州・瀬戸内におけるカーボンフリーな代替燃料のバンカリング拠点の形成を図る。また、北部九州をはじめとした広域での脱炭素化を実現するため、水素等の製造・輸入・貯蔵や、パイプライン・内航船等で需要地への二次輸送を行う水素・燃料アンモニア等リキッドバルク拠点の形成を図る。
- ③公共ターミナルにおける脱炭素化を実現するため、カーボンフリーターミナルの形成を図る。
- ④物流部門における CO₂ 排出量を削減するため、モーダルシフトを促進するフェリー・RORO 拠点機能の強化を図る。
- ⑤大気中の CO₂ を削減するため、CO₂ 吸収源として大きなポテンシャルが期待されているブルーカーボン生態系の保全・再生・創造を図る。
- ⑥次世代循環資源（太陽光パネル、リチウム電池等）を有効活用するため、新たな循環資源のリサイクル・リユース拠点の形成を図る。

⑦北九州港内及び関門航路の維持・整備で発生する浚渫土砂や、市民生活や企業活動から発生する廃棄物を長期的かつ安定的に処分するため、海面処分場の計画的な配置・整備を図る。

(3) 【人流・賑わい】国内外の人々が訪れ、暮らし、賑わうみなと

- ①国内外からの観光客を呼び込むため、背後のまちづくりと連携し、歴史・産業・自然・建造物等に関する観光資源や集客・商業施設等を活かした観光拠点の魅力の向上を図る。
- ②北九州港の観光拠点や、関門海峡を挟む下関市等の観光拠点との周遊性を高めるため、観光拠点ネットワークの形成を図る。
- ③国内外からの観光客を呼び込むため、各地区の特長を活かしクルーズを安心して楽しめる受入環境の整備を図る。
- ④海辺で市民が憩いや安らぎ、地域のにぎわいを創出するため、憩い・学び・遊ぶことができる市民に親しまれる水辺空間の魅力の向上を図る。
- ⑤ヨットや釣り等のマリンレジャーの需要の増加に応えるため、マリンレジャー拠点の充実を図る。

(4) 【安全・安心】産業活動が継続し、安全・安心を感じられる強靭なみなと

- ①災害時に、企業のサプライチェーンと緊急物資輸送機能を維持するため、災害に強い基幹的海上交通ネットワークの拡充を図る。
- ②海面水位の上昇や台風の強大化等により頻発化・激甚化する高潮・高波等の災害やパンデミック、テロ等から市民の生命・財産や社会経済活動を守るため、ハード・ソフトが一体となった防災機能等の向上を図る。
- ③高潮等の災害時に不許可係留船の流出による航路・泊地の閉塞等を防ぎ、水域の安全性の確保等を図るため、不許可係留船の計画的な収容を行う。

- ④南海トラフ地震等の大規模災害発生時に被災地域の復旧・復興を支援するため、臨海部広域支援拠点の形成を図る。
- ⑤将来にわたって北九州港の港湾機能を維持するため、インフラの老朽化や地球温暖化による海面上昇等の将来発生し得る気候変動の影響、車両の大型化等の社会状況の変化を踏まえ、港湾施設の戦略的なアセットマネジメントの推進を図る。

(5) 港湾空間のゾーニング

物流・産業、環境・エネルギー、人流・賑わい、安全・安心の多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①新門司沖地区は、物流・産業ゾーン及び人流・賑わいゾーンとする。
- ②新門司北地区、新門司南地区は、物流・産業ゾーンとする。
- ③太刀浦地区、田野浦地区は、物流・産業ゾーンとする。
- ④門司港レトロ地区、西海岸地区は、物流・産業ゾーン及び人流・賑わいゾーンとする。
- ⑤砂津地区は、物流・産業ゾーン及び人流・賑わいゾーンとする。
- ⑥許斐地区、日明地区、戸畠地区は、物流・産業ゾーンとする。
- ⑦八幡地区は物流・産業及び人流・賑わいゾーンとする。
- ⑧黒崎地区、二島地区は、物流・産業ゾーンとする。
- ⑨若松地区は、人流・賑わいゾーンとする。
- ⑩北湊地区は、物流・産業ゾーンとする。
- ⑪響灘東地区、響灘西地区は、物流・産業ゾーン及び環境・エネルギーゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次（2030年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	4, 000万トン (1, 160万トン(77万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	8, 080万トン (5, 270万トン)
	合 計	12, 080万トン
	船舶乗降旅客数	155万人

III 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

(1) 外貿埠頭計画

非金属鉱物、完成自動車、化学薬品、金属くず等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

新門司北地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [新規計画]

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

太刀浦地区

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 260 m [既設の変更計画]

既設
水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 370 m

戸畠地区

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 390 m [既定計画]

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 80 m [既定計画]

埠頭用地 4 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 3 ha 既設) [既定計画]

黒崎地区

水深8.5m 岸壁1バース 延長160m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

二島地区

水深8.5m 岸壁1バース 延長160m [既定計画の変更計画]

水深5.5m 岸壁1バース 延長90m (既設)

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)

既設

水深5.5m 岸壁1バース 延長90m

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

水深8.5m 岸壁1バース 延長150m

響灘東地区

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 250 m [新規計画]

埠頭用地 4 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m [新規計画]

埠頭用地 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m [既設の変更計画]

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 9 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) (工事中)

[既設の変更計画]

既設

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m (工事中)

埠頭用地 11 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(工事中)

既定計画

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 360 m [新規計画]

埠頭用地 13 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

(2) 内貿ユニットロード埠頭計画

RORO 船の需要に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

新門司南地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

埠頭用地 5 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m [既定計画]

埠頭用地 5 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画]

響灘西地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 4 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 250 m

埠頭用地 10 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(3) 内貿埠頭計画

金属類、その他鉱產品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のように計画する。

新門司沖地区

水深4.5m 岸壁2バース 延長160m [既定計画]

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画
水深4.5m 岸壁2バース 延長160m [既定計画]
埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

新門司北地区

以下の施設を廃止する。

既設
水深4m 物揚場 延長440m

太刀浦地区

以下の施設を廃止する。

既設
水深4.5m 岸壁18バース 1,090m

砂津地区

水深2.5m 物揚場 延長50m [新規計画]

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

日明地区

水深5.5m 岸壁1バース 延長321m

[既設・既定計画の変更計画]

水深5.5m 岸壁1バース 延長90m (既設)

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既設

水深5.5m 岸壁1バース 延長90m

水深5.5m 岸壁1バース 延長70m

既定計画

水深5.5m 岸壁1バース 延長100m

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

響灘東地区

水深4m 物揚場 延長481m [既設の変更計画]

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

既設
水深4m 物揚場 延長100m

響灘西地区

水深5.5m 岸壁 延長300m [新規計画]

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

2 フェリー埠頭計画

フェリーの利用に対処するため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

新門司北地区

水深8.5m 岸壁1バース 延長257m [既設の変更計画]

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深10m 岸壁1バース 延長230m (工事中)

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(工事中)

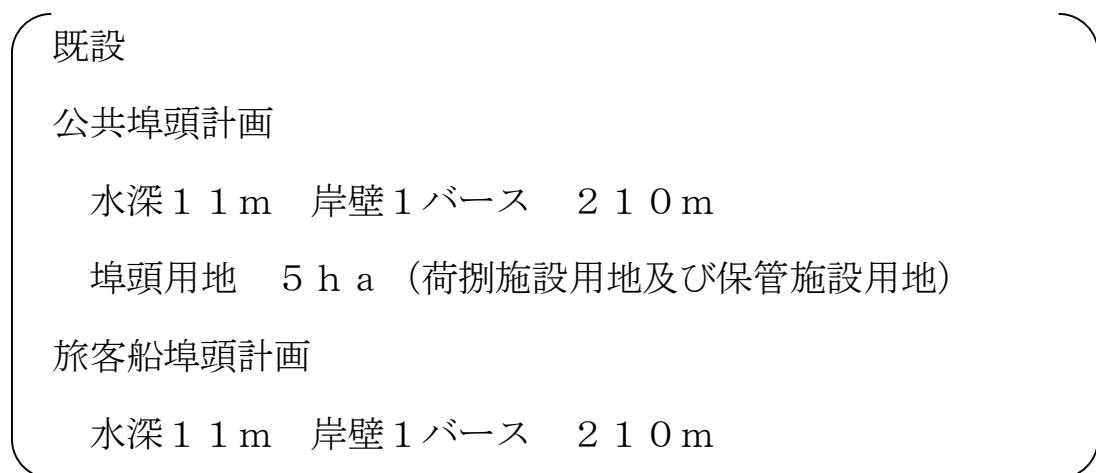
3 旅客船埠頭計画

外航・内航クルーズ需要に適切に対処するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

西海岸地区

水深 11 m 岸壁 2 バース 延長 420 m [既設の変更計画]

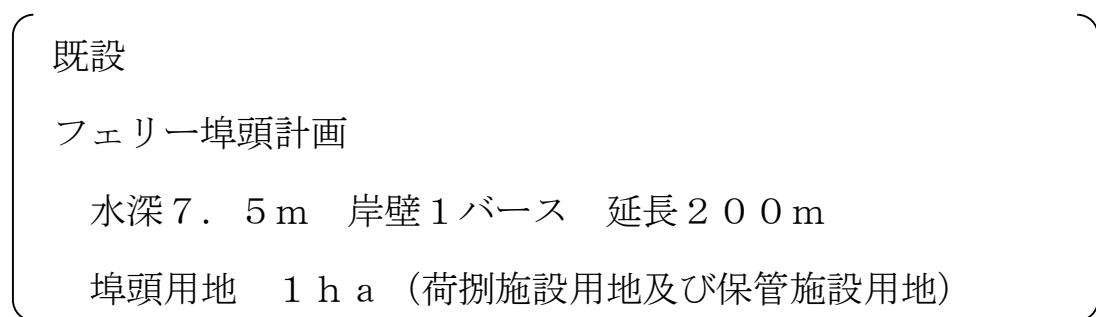
埠頭用地 3 ha (旅客施設用地) [既設の変更計画]



砂津地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 200 m [既設の変更計画]

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地) [既設の変更計画]



4 専用埠頭計画

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

井ノ浦地区

以下の施設を廃止する。

既設

水深2.5m ドルフィン1バース

水深3m ドルフィン2バース

水深4m ドルフィン1バース

新門司南地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深7.5m 岸壁 延長260m

門司港レトロ地区

水深4m 物揚場 延長145m [新規計画]

許斐地区

水深 13 m 岸壁 延長 460 m [既設の変更計画]

水深 6 m 岸壁 延長 260 m [既設の変更計画]

水深 3 m 物揚場 延長 120 m [既定計画]

既設

水深 13 m 岸壁 延長 350 m

水深 5.5 m 岸壁 延長 200 m

戸畠地区

水深 7 m ドルフィン 1 バース [既設の変更計画]

水深 6.5 m 岸壁 延長 160 m [新規計画]

水深 5.5 m 岸壁 延長 100 m [既定計画]

既設

水深 6 m ドルフィン 1 バース

黒崎地区

以下の施設を廃止する。

既設

水深9m 岸壁 延長325m

水深6.6m 岸壁 延長45m

水深5.5m 岸壁 延長50m

水深4～5.5m ドルフィン8ベース

二島地区

以下の施設を廃止する。

既設

水深4m ドルフィン2ベース

北湊地区

以下の施設を廃止する。

既設

水深4m 物揚場 延長116m

水深2.5m ドルフィン1ベース

響灘東地区

水深 6 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

水深 6 m ドルフィン 1 バース [既設の変更計画]

水深 4 m 物揚場 延長 200 m [既定計画]

既設
水深 7.5 m ドルフィン 1 バース

5 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

(1) 航路

戸畠地区

戸畠航路 水深17m 幅員400～980m [既定計画]

響灘東地区

安瀬航路 水深17m 幅員350～700m [既定計画]

(2) 泊地

新門司北地区

水深10m 面積1ha [新規計画]

水深8.5m [既設の変更計画]

水深7.5m [新規計画]

新門司南地区

水深9m 面積1ha [新規計画]

水深7.5m 面積1ha [既定計画]

戸畠地区

水深7.5m 面積1ha [既定計画]

黒崎地区

水深8.5m 面積1ha [既定計画の変更計画]

既定計画
黒崎地区
水深 7. 5 m 面積 1 h a

二島地区

水深 8. 5 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
二島地区
水深 8. 5 m 面積 1 h a

響灘東地区

水深 1 7 m 面積 2 h a [既定計画]
水深 1 3 m 面積 1 h a [新規計画]
水深 1 2 m 面積 1 h a [新規計画]
水深 1 2 m 面積 1 h a [既設の変更計画]
水深 1 0 m 面積 1 h a [新規計画]
水深 7. 5 m [既定計画の変更計画]

既設
響灘東地区
水深 1.3 m (工事中)

既定計画
響灘東地区
水深 1.0 m

響灘西地区
水深 9 m [既定計画の変更計画]

既定計画
響灘西地区
水深 1.1 m

以下の施設を廃止する。

既設
響灘東地区
水深 7.5 m

(3) 航路・泊地

戸畠地区

水深 9 m 面積 2 h a [既定計画]

水深 7. 5 m 面積 3 h a [既定計画]

二島地区

水深 8. 5 m 面積 5 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
二島地区
水深 8. 5 m 面積 4 h a

響灘東地区

水深 1 7 m 面積 3 7 h a [既定計画]

水深 1 3 m 面積 3 5 h a [新規計画]

水深 1 2 m 面積 1 4 h a [既設の変更計画]

水深 1 0 m 面積 4 h a [新規計画]

水深 7. 5 m [既定計画の変更計画]

水深 5. 5 m [既設の変更計画]

既設

響灘東地区

水深 1.3 m (工事中)

水深 5.5 m

既定計画

響灘東地区

水深 1.0 m 面積 3 ha

以下の施設を廃止する。

既設

響灘東地区

水深 7.5 m

響灘西地区

水深 1.5 m [既設の変更計画]

既設

響灘西地区

水深 1.5 m

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

(1) 防波堤

新門司北地区

第2防波堤（沖） 延長100m [既定計画]

新門司南地区

第1防波堤 延長1,460m（うち1,300m既設） [既定計画]

響灘東地区

響灘東第3防波堤 延長120m [新規計画]

7 小型船だまり計画

漁船、作業船等の利用及びプレジャーボート等の適正な収容を図るため、
小型船だまりを次のとおり計画する。

太刀浦地区

以下の施設を廃止する。

既設

太刀浦漁船だまり

物揚場 水深 2 m 延長 110 m

防波堤 延長 40 m

田野浦地区

田野浦船だまり

防波堤 延長 101 m (内 25 m 工事中) (既設)

物揚場 水深 2 m 延長 100 m (既設)

物揚場 水深 2.5 m 延長 96 m [既設の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 373 m (既設)

船揚場 延長 19 m (既設)

埠頭用地 1 ha [既設の変更計画]

なお、これに伴い、既設の物揚場 115 m を廃止する。

既設

防波堤 延長 101 m (内 25 m 工事中)

物揚場 水深 2 m 延長 100 m

物揚場 水深 3 m 延長 564 m (工事中)

船揚場 延長 19 m

埠頭用地 1 h a

日明地区

日明第1船だまり

物揚場 水深 3 m 延長 300 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

日明第3船だまり

物揚場 水深 3.5 m 延長 530 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

響灘西地区

響灘西第1船だまり

物揚場 水深 4 m 延長 440 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

響灘西第3船だまり

防波堤 延長 230 m [既定計画]

なお、これに伴い、既設の防波堤 延長 100 m を撤去する。

8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

(1) 道路

臨港道路 新門司北4号道路 [新規計画]

起点 新門司北12号埠頭 終点 新門司北3号道路 2車線

臨港道路 新門司南埠頭1号道路 [既定計画]

起点 新門司6号埠頭 終点 市道新門司3号線 2車線

臨港道路 新門司南埠頭2号道路 [新規計画]

起点 新門司7号埠頭 終点 市道新門司3号線 2車線

臨港道路 田野浦道路[既設の変更計画]

起点 市道門司大久保1号線 終点 和布刈地区 2車線

臨港道路 韶灘東埠頭3号道路 [新規計画]

起点 韶灘東埠頭 終点 韶灘東埠頭2号道路 2車線

臨港道路 韶灘東埠頭4号道路 [新規計画]

起点 韶灘北埠頭 終点 韶灘東埠頭1号道路 2車線

臨港道路 韶灘南埠頭3号道路 [新規計画]

起点 韶灘南埠頭 終点 韶灘貯木場1号道路 2車線

臨港道路 ひびき5号線 [新規計画]

起点 韶灘西埠頭 終点 ひびき3号線 2車線

既設
臨港道路 田野浦道路（工事中）
起点 田野浦埠頭 終点 和布刈地区 2車線

以下の施設を廃止する。

既設
臨港道路 田野浦道路（工事中）
起点 田野浦埠頭 終点 市道門司大久保1号線 2車線

(2) 軌道

以下の施設を廃止する。

既設
田野浦臨港鉄道
起点 田野浦埠頭 終点 門司港レトロ地区

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

(1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂、一般廃棄物、産業廃棄物等約 2,225 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

新門司北地区

海面処分用地 3 h a [新規計画]

新門司南地区

海面処分用地 4 9 h a [既定計画]

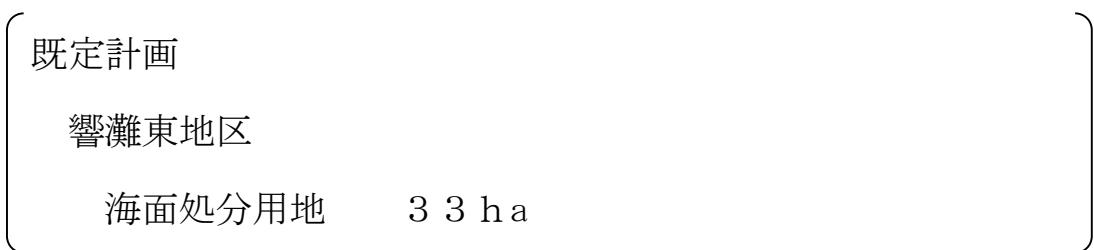
太刀浦地区

海面処分用地 1 6 h a [新規計画]

響灘東地区

海面処分用地 6 2 h a [既定計画]

海面処分用地 2 2 h a [既定計画の変更計画]



2 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るとともに、良好な景観や水辺の特性を活かした港湾空間を形成するため、緑地を次のとおり計画する。

新門司北地区

緑地 10 h a [既定計画の変更計画]

太刀浦地区

緑地 5 h a [既設の変更計画]

緑地 1 h a [既定計画]

門司港レトロ地区

緑地 1 h a [新規計画]

砂津地区

緑地 2 h a [既定計画]

八幡地区

緑地 1 h a [新規計画]

響灘東地区

緑地 6 h a [既定計画]

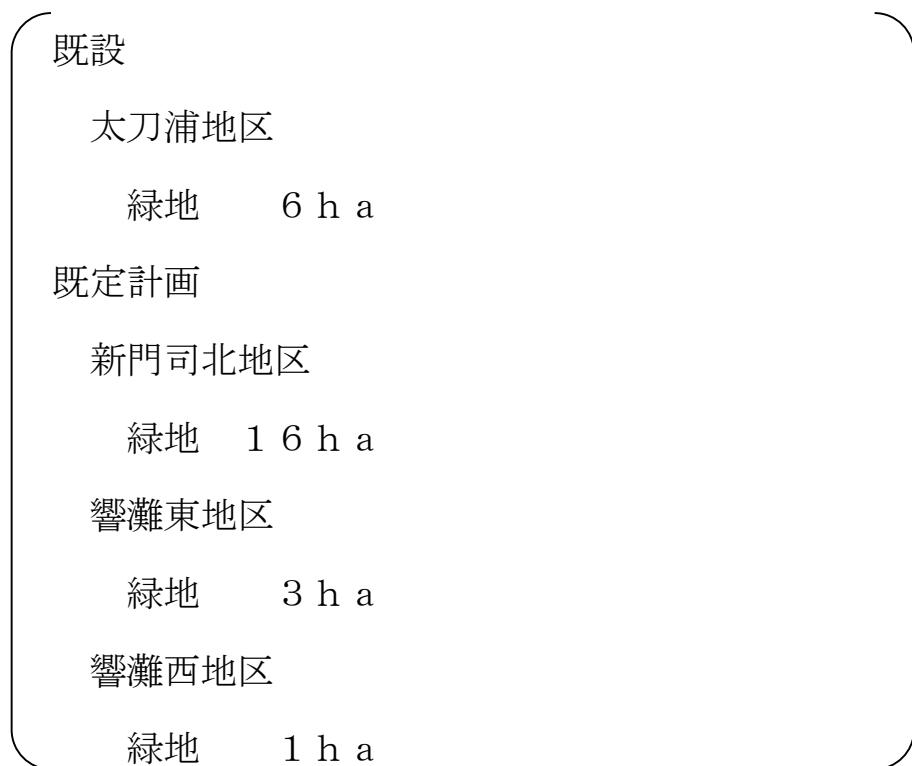
緑地 3 h a [既定計画の変更計画]

響灘西地区

緑地 4 h a [既定計画]

緑地 1 h a [既定計画]

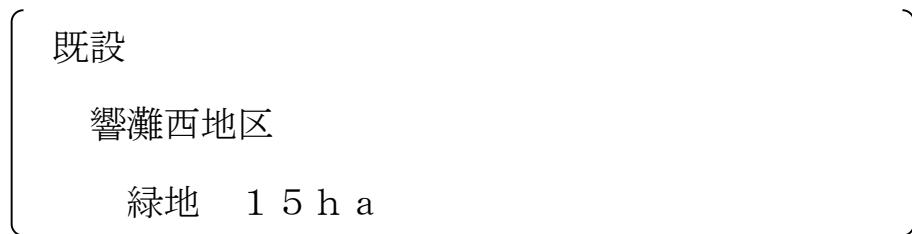
緑地 1 h a [既定計画の変更計画]



以下の既定計画を削除する。



また、以下の施設を削除する。



V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用計画を次とおり計画する。

1 土地造成計画

単位 : ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	合計
新門司沖									(20) 20	(20) 20
新門司北									(3) 3	(3) 3
新門司南	(1) 1								49 (49)	(50) 50
太刀浦									(16) 16	(16) 16
許斐				(4) 4						(4) 4
戸畠				(11) 11						(11) 11
黒崎	(1) 1									(1) 1
響灘東	(13) 13								(84) 84	(97) 97
合計	(15) 15			(15) 15					(171) 171	(201) 201

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施設 用地	海面 处分 用地	合計
新門司沖	(1) 1										(20) 20	(20) 20
新門司北	(32) 32	(153) 153	(4) 4			(18) 18		(31) 31		(3) 3	(240) 240	
新門司南	(17) 17	(21) 21		(96) 96		(1) 1	(11) 11	(2) 2		(49) 49	(197) 197	
白野江	(1) 1	(1) 1									(1) 1	
太刀浦	(57) 57	(43) 43				(3) 3		(10) 10		(16) 16	(128) 128	
田野浦	(15) 15	(5) 5		(24) 24		(10) 13	(5) 5				(59) 63	
門司港 レトロ	(8) 8	(14) 14	(3) 3		3	(3) 3		(6) 6			(34) 37	
西海岸	(13) 13	(3) 3									(16) 16	
大里	(1) 1	(2) 2		(13) 13							(16) 16	
砂津	(8) 8	(10) 10	(5) 5	(1) 1	7	(1) 2	(7) 7	(5) 8			(36) 47	
許斐				(147) 147							(147) 147	
日明	(29) 29	(57) 57		(85) 85			(11) 11	(1) 1			(183) 183	
戸畠	(10) 10	(10) 10		(692) 692	1	(4) 4	(21) 21	(1) 1			(738) 738	
八幡	(1) 1		(8) 8	(321) 321	29	(1) 7		(6) 6			(336) 372	
黒崎	(8) 8	(2) 2		(173) 173							(183) 183	
二島	(3) 3			(72) 72							(76) 76	
若松	(2) 2	(1) 1				(1) 1		(2) 2			(5) 5	
北湊	(5) 5			(39) 39		(5) 5					(49) 49	
響灘東	(49) 49	(49) 49	(1) 1	(919) 919		(39) 59		(114) 114		(117) 117	(1,288) 1,309	
響灘西	(50) 50	(103) 103		(238) 238		(22) 22		(6) 6	(32) 32		(451) 451	
白島							(16) 16				(16) 16	
合計	(308) 308	(475) 475	(21) 21	(2,819) 2,819	40	(106) 137	(72) 72	(182) 185	(32) 32	(205) 205	(4,220) 4,294	

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

特定埠頭の運営を終了したことに伴い、下記の区域を変更する。

田野浦地区

以下の区域を削除する。

既設
水深9m 岸壁2バース 延長440m
埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
交通機能用地 (臨港鉄道) 1ha

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

土地利用計画の変更に伴い、以下の区域を変更する。

響灘西地区

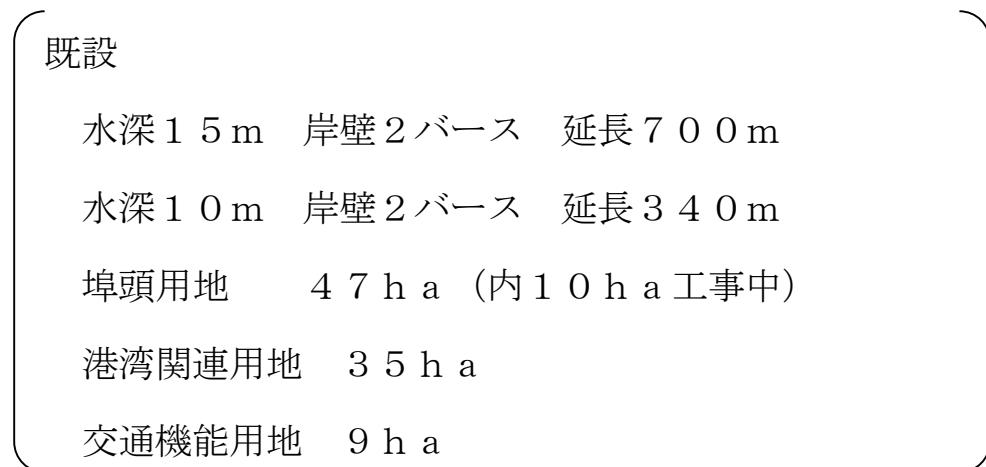
水深15m 岸壁2バース 延長700m [既設]

水深10m 岸壁2バース 延長340m [既設]

埠頭用地 40ha [既設の変更計画]

港湾関連用地 48ha [既設の変更計画]

交通機能用地 9ha [既設]



3 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

公共埠頭計画の変更に伴い、下記の区域を変更する。

響灘東地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m [既設の変更計画]

埠頭用地 8 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設
水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m (工事中)
埠頭用地 8 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(工事中)

VII その他の重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するため に必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

新門司南地区

泊地 水深 9 m 面積 1 h a [新規計画]
岸壁 1 バース 水深 9 m 延長 220 m [新規計画]
臨港道路 新門司南埠頭 2 号道路 [新規計画]
起点 新門司 7 号埠頭 終点 新門司 3 号線 2 車線

響灘東地区

泊地 水深 13 m 面積 1 h a [新規計画]
水深 12 m 面積 1 h a [新規計画]
水深 12 m 面積 1 h a [既設の変更計画]
航路・泊地 水深 13 m 面積 35 h a [新規計画]
水深 12 m 面積 14 h a [既設の変更計画]
響灘東第 3 防波堤 延長 120 m [新規計画]
岸壁 1 バース 水深 13 m 延長 250 m [新規計画]
岸壁 1 バース 水深 12 m 延長 230 m [新規計画]
岸壁 1 バース 水深 12 m 延長 230 m [既設の変更計画]
臨港道路 韶灘東埠頭 3 号道路 [新規計画]
起点 韶灘東埠頭 終点 韶灘東埠頭 2 号道路 2 車線

臨港道路 韶灘東埠頭4号道路 [新規計画]

起点 韶灘北埠頭 終点 韶灘東埠頭1号道路 2車線

韶灘西地区

泊地 水深9m [既定計画の変更計画]

岸壁1バース 水深9m 延長220m [既定計画の変更計画]

臨港道路 ひびき5号線 [新規計画]

起点 韶灘西埠頭 終点 ひびき3号線 2車線

2 大規模地震対策施設

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するため
に必要な施設を次のとおり計画する。

黒崎地区

水深8.5m 岸壁1バース 延長160m

[既定計画の変更計画]

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、幹線貨物輸送の拠点として機能するた
めに必要な施設を次のとおり計画する。

新門司北地区

水深8.5m 岸壁1バース 延長257m [新規計画]

水深8m 岸壁2バース 延長476m [新規計画]

臨港道路 新門司北3号道路 [新規計画]

起点 新門司北10号埠頭 終点 新門司北道路 4車線

臨港道路 新門司北道路 [新規計画]

起点 新門司北3号道路 終点 新門司北1号道路 4車線

臨港道路 新門司1号道路 [新規計画]

起点 新門司北1号道路 終点 県道門司行橋線 4車線

新門司南地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m [新規計画]

臨港道路 新門司南埠頭 1 号道路 [新規計画]

起点 新門司 6 号埠頭 終点 市道新門司 3 号線 2 車線

臨港道路 新門司南埠頭 2 号道路 [新規計画]

起点 新門司 7 号埠頭 終点 市道新門司 3 号線 2 車線

響灘西地区

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m [既定計画]

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

臨港道路 ひびき 1 号線 [新規計画]

起点 ひびき 2 号線 終点 国道 495 号 4 車線

臨港道路 ひびき 2 号線 [新規計画]

起点 韶灘西埠頭 終点 ひびき 1 号線 4 車線

臨港道路 ひびき 3 号線 [新規計画] (工事中)

起点 ひびき 5 号線 終点 ひびき 2 号線 4 車線

臨港道路 ひびき 5 号線 [新規計画]

起点 韶灘西埠頭 終点 ひびき 3 号線 2 車線

3 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

響灘東地区において、港湾施設の規模や配置等を見直したため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を削除する。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

新門司北地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m (物資補給岸壁)

[新規計画]

砂津地区

水深 2.5 m 物揚場 延長 50 m (物資補給岸壁)

[新規計画]

響灘東地区

水深 4 m 物揚場 延長 481 m (物資補給岸壁)

[新規計画]

響灘西地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 300 m (物資補給岸壁)

[新規計画]